

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 人 事

### 子育て女性社員の短時間勤務制度 利用・両立できる環境整備に遅れ

幼い子どもを育てながら働く女性社員にとって、短時間勤務制度は「継続就業ができ、子育てとの両立支援(WLB)を可能とする一手段」として広く知られるようになった。しかし実態は「正社員で認知度7割、利用者約4割」(第一生命経済研究所調べ)と決して高くはない。

その最大の理由は「短時間勤務取得者でも業務量や業務の性質上早く帰れない人が約半数」もいることだ。次に「収入が減るから」(35.2%)「保育所や学童保育を利用できる」(22.5%)などが上位を占めている。短時間勤務の必要性は認めつつも、収入減や仕事内容、仕事量から積極的に活用されているとはいえない状況だ。

一方、企業からみた制度導入の問題点は「周りの従業員の業務負担が増えるので調整が難しい」「人事評価が難しい」「短時間勤務制度が利用できる職種・部門が限られている」が上位。これでは双方の溝は埋まらない。

しかし、双方で利用しやすい環境作りに知恵を絞ることこそWLB向上への早道だ。例えば、人事評価では、短時間勤務者がフルタイム勤務者と同じ成果を挙げた場合、短時間勤務者を高く評価するという企業や、短時間勤務者の周りの従業員の業務負担増への対応として周りの従業員の評価を加点する企業など、意欲的な取り組みは始まっている。代替要員を採用するという企業もある。どんな制度も、定着するかどうかはマネジメントの工夫次第。人事労務担当者の腕の見せ所である。

## 税務会計

### 大口株主の基準の保有割合引下げ 3%以上から軽減税率適用できず

2011年度税制改正において、上場株式等に係る配当所得の特例(10%の軽減税率)の適用期限が2013年12月31日まで2年延長されているが、一方で、同特例の対象とならない大口株主等の基準が引き下げられているので注意が必要だ。「大口株主等」とは、発行済株式等の5%以上を保有する個人をいうこととされているが、今回の改正で、この保有割合が3%以上に引き下げられた。

この改正は、2011年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されることになるが、この見直しにより、軽減税率が適用されない大口株主等は、2倍近くに増加するとみられている。現在、発行済株式等の保有割合が5%以上の大口株主等が支払いを受ける配当所得は、事業参加性があるとみなされ、分離課税は適用できず、総合課税の対象となっている。

今回の見直しの背景には、会社法が3%以上の保有で株主総会召集請求権や役員解任の訴えの提起を認めていることがある。つまり、発行済株式等を3%以上保有していれば事業参加性が認められることになることから、税法上も大口株主等に加えることにしたものだ。

今回の改正に伴い、上場株式等を3%以上5%未満保有する人も、今年10月以後は軽減税率を適用できなくなり、一律、総合課税の対象となる。

軽減税率は所得税7%、住民税3%の計10%の課税で済むが、総合課税となると、税率は所得税が5~40%、住民税が10%となるため、税負担は大幅に増加することになる

## 今週のキーワード

### 短時間勤務制度

2009年6月の育児・介護休業法の改正により、3歳に満たない子を養育する労働者は、希望すれば短時間勤務制度(1日原則6時間)が利用できるようになった。ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主は2012年7月1日施行。企業の最長利用可能期間の状況を見ると、子どもが「3歳に達するまで」が最も多く61.7%、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が22.1%。